

令和 5 年度

第 1 回 赤穂市建築審査会議事録

日 時 令和5年11月21日(火)

場 所 市役所6階 大会議室

令和5年度第1回 赤穂市建築審査会議事録

1. 日 時 令和5年11月21日（火）15時00分～16時00分
2. 場 所 赤穂市役所6階 大会議室
3. 出席者

〔委員〕

永田 泰士	追手門学院大学法学部准教授
目木 敏彦	赤穂商工会議所会頭
藤本 成人	兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり参事
大上 謙一	公益社団法人兵庫県建築士会赤穂支部
宇高 雄志	兵庫県立大学環境人間学部教授
山田 昌弘	赤穂市議会建設水道委員長

〔事務局〕

小川 尚生	建設部長
澗口 彰利	都市計画推進担当部長
澁江 慎治	都市計画課長
長棟 由樹	建築係長
門口 幸夫	計画係長
林 統之	公園街路係長
鳥海 明子	主査
岩本 舜平	技術員

4. 報告事項
報告第1号 尾崎地区計画の区域における現況について
5. その他
6. 閉会

会長	<p>ただ今より、令和5年度 第1回赤穂市建築審査会を開催いたします。 本日の議題は、報告事項として「尾崎地区計画の区域における現況について」を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。 まず、本審査会は、「赤穂市建築審査会議事運営規則」第6条の規定により、公開となっておりますが、本日の傍聴希望者はございません。 それでは、議事に先立ちまして、次第の2、委員の紹介を事務局お願いいたします。</p>
事務局	<p>今年度から新たに選出された委員もいらっしゃいますので、委員の皆さまをご紹介させていただきます。配布しております名簿順で読み上げますのでご了承願います。</p> <p style="text-align: center;">【委員紹介】</p> <p>以上の7名の方々と、お世話になります。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>次に、事務局の職員を紹介いたします。</p> <p style="text-align: center;">【事務局紹介】</p>
会長	<p>ありがとうございました。 続きまして、次第の3、審査会の成立について、事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>審査会の成立について、ご報告いたします。 一委員より事前に欠席の通告を受けておりますので、委員7名のうち、本日の出席者は6名でございます。 よって、委員総数の2分の1以上の出席をいただいておりますので、「赤穂市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例」第9条第8項の規定により、本審査会は成立いたしました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 次に、議事録署名委員の指名についてですが、「赤穂市建築審査会議事運営規則」第7条第2項の規定により、議長が指名するとなっておりますので、本日の議事録署名委員として、「一委員」と「一委員」にお願いします。 それでは、次第の4、報告事項に入ります。 報告第1号「尾崎地区計画の区域における現況について」事務局説明をお願いいたします。 委員の皆さまにお集まりいただいておりますので、後程、一言ずつ感想やコメントをいただければと思います。 それでは、事務局、説明をよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号「尾崎地区計画の区域における現況について」ご報告いたします。議案書は1ページになります。 前面スクリーンにてご説明しますので、本日お配りしたカラー印刷の参考資料1をあわせてご覧ください。それではご説明させていただきます。 はじめに、本審査会の設置目的についてご説明いたします。本審査会については、「赤穂市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例」において、地区整備計画の区域内における建築物の新築等は、条例第4条で</p>

定められた用途や規模、高さを超えるものは建築してはならないとされており、特例として「市長が計画区域内における土地の利用状況に照らし、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めたものについては、この限りでない」とされており。その際、許可に利害関係を有する者の意見を聴取し、かつ建築審査会の同意を得なければならないとされており。このような、例外的な案件が出た際には、本審査会でお諮りすることになりますので、よろしくお願いたします。

それでは、報告第 1 号「尾崎地区計画の区域における現況について」ご説明いたします。まず、都市計画法第 58 条の 2 の規定に基づく届出の状況についてご説明した後、尾崎地区の道路整備の状況や地域のまちづくり活動について、ご報告いたします。

新たに審査会の委員になられた方もいらっしゃいますので、尾崎地区計画の概要からご説明いたします。

尾崎地区は、赤穂市の南東部に位置しており、地区の周辺には国立公園に指定されている瀬戸内海国立公園、風致地区に指定されている尾崎宮山風致地区、そして名水百選に選ばれた千種川などがあり、昔ながらのまちなみが残る歴史豊かな地区であります。

この地区は、元々、入浜式塩田の開拓による製塩業従事者の集落として形成された地区であり、木造住宅が密集し、不整形で幅の狭い道路で形成された地域となっています。近年では、一人暮らしの高齢者や、住宅の老朽化、また空き家・空き地などが目立つようになってきており、これらの問題を解消するため、赤穂市では、平成 13 年度より住宅市街地総合整備事業により、道路の拡幅整備や老朽住宅の除却などを行っており、現在も事業を継続し、住環境の向上に努めております。

事業の進捗により、将来に向けて安全・安心で快適なまちづくりと、緑豊かで魅力あふれる市街地の形成を図ることを目標として、平成 26 年 3 月に地元まちづくり団体「尾崎のまちを考える会」からの発意により「赤穂市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例」が制定されました。これにより、尾崎地区の一部が地区計画の区域として指定され、この区域内で建築物の建築などを行う場合には、都市計画法第 58 条の 2 の規定に基づき、事前にその内容を市へ届け出ることが義務付けられました。

市では、届出のあった内容について審査し、一般住居地区、沿道複合住居地区、沿道住居専用地区 A、そして沿道住居専用地区 B のそれぞれの区分ごとに定められた建築物の用途制限と、高さ制限の中での建築行為を指導していくことになりました。

それでは、具体的な規制内容等について説明いたしますので、別冊の地区計画の手引き 7 ページをお願いします。地区計画における建築物の用途制限になります。表の○印、▲印に斜線が入っている用途が地区計画で制限がかかっています。地区計画の区分ごとに制限内容は異なりますが、一定規模以上の店舗や事務所、ホテル・旅館等の建築に制限がかかっています。

次に 8 ページをお願いします。建築物の高さの制限についてです。建築物の高さは、4 区分全域において、建築物の最高高さを 12m 以下、軒の高さを 10m 以下としています。

スクリーンをご覧ください。この表は、令和 4 年度から令和 5 年 9 月末までの地区計画の届出一覧になります。届出件数は、令和 4 年度に 1 件、令和 5 年度は 9 月末までで 1 件、合計 2 件の届出でありました。届出のあった地区は、一般住居地区 2 件で、建物用途は全て戸建住宅でありました。また、建築物の高さについては、2 件とも、建物高さ 12m 以下、軒高さ 10m 以下であり、地区計画の基準内でありました。

この図面は、届出のあった位置図になります。図面の上方が北方向であ

り、左端に見えるのが、千種川になります。先程説明いたしました 2 件は、地図上に示しており、一般住居地区において届出がありました。

これまで、「赤穂市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例」において、用途の制限について定めた条例第 4 条第 2 項、建物高さの最高限度を定めた第 5 条第 2 項、また公益上必要な建築物の特例について定めた第 8 条の規定にあるような、例外的な建築物の建築計画の相談などは受けておりませんが、そのような案件が出た場合には、本審査会にお諮りすることになりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、尾崎地区計画の区域における道路整備状況について、ご説明させていただきます。

まず、この図面は、尾崎地区の道路整備状況図でございます。整備が完了した道路の区間、改良済区間を紫色で着色をしております。今後整備を進める区間、未整備区間を水色で着色をしております。

道路整備状況につきましては、平成 26 年度までに赤穂八幡宮から南進する尾崎 1 号線、その東西路線である尾崎 2 号線および図面の中ほどの尾崎 5 号線の道路拡幅工事が完了しております。現在は田中町児童遊園の両側の尾崎 3 号線の道路整備に向け、物件移転と用地買収を進めております。

また、赤穂八幡宮前の東西道路である都市計画道路：赤穂大橋線の道路拡幅整備についても同時に行っており、令和元年度までに赤穂八幡宮の前までの約 355m の拡幅整備が完了しております。

今後も引き続き、図面の左側方向にある赤穂大橋の橋梁部分に向け、道路拡幅整備を進めていくために用地買収を進めて行く予定でございます。

次に、道路の整備状況写真でございます。尾崎地区の南から北方向を撮影した写真でございます。写真中央下の東西に延びる道路が尾崎 2 号線で、それに接している公園が高須児童遊園になります。また、高須児童遊園から縦に延びる道路が尾崎 1 号線であり、この道路は赤穂八幡宮まで続いております。

次にこの写真は、先程の写真を撮影した位置から、北側約 100m の位置から、北方向を撮影した写真でございます。写真の南北に延びる道路が尾崎 1 号線であり、写真中央の田中町児童遊園に接して東西に延びる道路が、現在用地買収を進めている尾崎 3 号線になります。

このように尾崎地区では、現在、狭隘な道路の拡幅や、老朽住宅の除去・建替などにより、密集市街地が解消されつつあり、防災性や住環境が向上し「安全・安心で、住みよいまち」の形成が進んでいるところであります。

続いてこの写真は、先程の写真を撮影した位置から、北側約 200m の位置から、西方向、千種川方向に角度を変えて撮影した写真でございます。千種川に向かって縦に延びる道路が都市計画道路：赤穂大橋線であり、右側の赤穂八幡宮から左へ延びる道路が尾崎 1 号線でございます。現在、赤穂八幡宮から赤穂大橋の区間で、順次物件移転と用地買収を進めているところであり、買収完了後に道路の拡幅整備を予定しているところでございます。

続いて、尾崎地区のまちづくりについてご説明させていただきます。

尾崎地区では、阪神淡路大震災を教訓に、防災性の高い安全・安心で良好な住環境の、住みよいまちづくりの推進を目的に、地域住民による組織として、平成 11 年に「尾崎のまちを考える会」が設立され、現在も活動を行っているところです。地元の自治会長や各種団体の関係者などで組織され、現在は約 60 名の方々が、“安全・安心で快適な住みよいまちへ”をスローガンとして、まちづくりに取り組んでおります。

こちらは、「尾崎のまちを考える会ニュース」第 49 号として、令和 5 年 3 月に発行されたものです。会の活動情報を、地域住民の皆さまに広く知っ

てもらうため、現在は年に 1 回程度、尾崎地区内の全戸へ配布しています。今回の内容は、令和 4 年度中の活動について記載しており、毎年 11 月に尾崎小学校で開催している、尾崎地区の歴史や文化について学ぶイベント「尾崎をまなぶデー」の報告が中心となっています。ページの左上の記事として記載されているとおり、こういった、尾崎小学校と地域との関りが評価され、小学校運営協議会およびまちづくり連絡協議会が令和 4 年度において、文部科学大臣より表彰を受けております。

ページの左側に、「尾崎をまなぶデー」について、小学校の感想を抜粋して記載しています。また、ページの右側の記事として記載されているとおり、令和 5 年 1 月に、播州赤穂駅隣のプラット赤穂において、尾崎地区に焦点をあてた写真やパネルを展示し、「尾崎のまちづくり展」を開催しました。「まちづくり展」の内容は、神戸新聞にも取り上げられましたので、併せてその記事が記載されています。

このほかにも、尾崎地区のふるさと祭りにおいて、同様のパネル展を開催し、尾崎地区はもちろん、尾崎地区以外に住む赤穂市民に対しても、積極的に尾崎の歴史文化やまちづくり活動を PR しています。

こちらは、当時、尾崎地区にあった塩田や水尾と呼ばれる水路を、現在の地区に重ね合わせ、周辺の歴史的建造物などを記載したもので、令和 5 年 2 月に教育委員会文化財課にて作成されました。

こうした史跡や名所に親しみを持ってもらい、地域の歴史を次世代へ伝えていくため、「尾崎のまちを考える会」では、これを拡大したパネルを作成し、尾崎小学校と尾崎公民館へ寄贈し、掲示していただいています。

また、「尾崎のまちを考える会」では、約 2 か月おきに会議を開催し、地域住民同士の情報共有を図っています。今後、行政につきましても、「尾崎のまちを考える会」と連携して、防災性の高い良好な住環境を目指し、道路の拡幅など公共施設の整備を進めてまいります。

続きまして、尾崎地区の概況について、ご説明します。

参考資料 2 をご覧ください。こちらにつきましては、お手元の資料により、ご説明します。

表紙をめくっていただき、1 ページ「新築件数について」をご覧ください。こちらに、赤穂市全体の新築件数と尾崎地区計画区域内の新築件数の推移を記載しております。新築件数への影響としては、平成 30 年 10 月から、消費税が 10% になったことなどが考えられます。その他には、資材の高騰や人件費の増加などによる住宅の建築費用の上昇が挙げられます。

続きまして、2 ページ「地区別空き家等分布図」をご覧ください。こちらには、平成 28 年時点の地区別の空き家等率を記載しております。市全体の空き家等率は、4.07%、尾崎地区の空き家等率は、3.98% になっております。人口減少や高齢化が進んでいくことに伴い、今後、空き家の増加が予想されます。

続きまして、3 ページ「人口について」をご覧ください。こちらには、平成 29 年度から令和 5 年度までの人口の推移を記載しております。市全体では、平成 29 年度から令和 5 年度までの過去 7 か年で、人口が 3,712 人減少し、減少率は約 7.6% になっております。尾崎地区では、平成 29 年度から令和 5 年度までの過去 7 か年で、人口が 555 人減少し、減少率は約 13% になっております。市全体と比較すると、尾崎地区では人口減少が進んでおります。

続きまして、4 ページ「年齢層について」をご覧ください。こちらには、市全体と尾崎地区における、各年齢層の人口比率を記載しております。円グラフをみると、尾崎地区は概ね市全体と同様の各年齢層における人口比率になっております。

事務局からの説明は、以上です。

会長	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明は以上になりますが、ここで委員の皆さまからコメントをいただきたいと思います。－委員、お願いします。</p>
委員	<p>尾崎地区の概況について市全体と比較すると尾崎地区の人口減少が進んでいると説明がありましたが、人口減少の原因として、尾崎地区に地区計画があることで、他の地区から新たに尾崎地区に住宅を建てる際に、何らかの心理的な制約になることが考えられないでしょうか。</p>
事務局	<p>尾崎地区の地区計画で制限をかけているのは、一定規模以上の店舗になり、住宅の建築等は可能になっております。</p> <p>また、現在尾崎の地区計画区域外では、坂越の野中・砂子地区におきまして、区画整理で道路や公園が十分に整備され、そちらの方では人口が増えております。そういったところで、新たに建築物を建てようとする、尾崎地区の密集地の中でというよりは、区画整理で新たに道路や公園が整理された地区というのは、一つの心理的な要因になると思います。</p>
委員	<p>ありがとうございます。もう2点、質問があります。</p> <p>1点目として、令和4年度、令和5年度に地区計画の届出があった各1件の一戸建て住宅について、もともと尾崎の地区計画区域内に住まわれていた方なのかということと、2点目として、尾崎地区についても、今後、都市の整備が進めば人口減少は緩やかに解消されていくと、お考えでしょうか。</p>
事務局	<p>令和4年度の届出は尾崎の地区計画区域内に住まわれていた方、令和5年度の届出は市外に住まわれている方です。</p> <p>尾崎地区の人口減少につきましては、市全体で人口が減少しているところですので、ハード整備と併せてソフト面の施策により、尾崎地区を含め赤穂市全体で人口減少のペースを緩やかにできるよう、対策が必要と考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。続きまして、－委員、お願いします。</p>
委員	<p>尾崎地区の道も広くなって、昔を知る者としては非常にきれいになって住みやすいところになっているはずなのに、地区計画の届出が令和4年度、令和5年度に各1件というのは、尾崎地区が地区計画の区域に指定されることで、本来は住宅の建築等は可能であるのに、尾崎地区では住宅の建築が難しいという風に感じてしまう方がいるのではないかと心配になりました。また、地区計画の届出状況をみると、例えば尾崎3号線であるとか、赤穂大橋線の道路拡幅事業の進捗に伴い立ち退きや住宅の建て替えはあるはずなのに、立ち退かれた方が地区計画の区域の中に家を建てていないということになるのかなと思います。そのあたり交渉されているときに、新しく家を建てるなら区画整理を行っている地区に行くよという意見がでてきているのか、お聞かせいただきたいのと、魅力のある地域ということになると毎回声がでております赤穂大橋線の橋梁の整備の将来的な展望というのが、市民に広く伝わっていないのかなと思います。「道は広がっているけど、あの後どうなるの」という感じを皆さん持たれているのではないかなと思うので、そのあたりを含めてPRに努めていただきたいなと思っております。</p> <p>総合的には、昔の尾崎を知る者としては、見違えるような地域になっているなと思います。特に安全に暮らすための緊急車両等の通行であると</p>

事務局	<p>か、そういう面に関しては昔より安全なまちになったなというふうに思っております。</p> <p>事業で買収させていただいた方も、尾崎の地区計画区域内に住宅を建築され転居しております。</p> <p>住み慣れた尾崎地区内で、できるだけ近くに転居したいという方もいらっしゃると思いますので、そのような方には、これまでの事業に伴い残った残地をご紹介するなど、できるだけ希望に沿った形で転居できるよう、お手伝いをさせていただいているところでございます。</p> <p>赤穂大橋線につきましては用地買収を進めており、用地買収後、令和9年度から3年程かけ赤穂大橋に向けての道路整備を考えております。</p> <p>その後、赤穂大橋の架け替えについて検討していくということで、現時点では具体的には決まっておりますませんが、こういった計画で考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。続きまして、一委員、お願いします。</p>
委員	<p>この場で尾崎地区の状況を教えてもらい、私も何度か尾崎地区を見て回り、きれいになって住みやすいところになったなという感想でございます。引き続き、このようなまちづくりを進めていただけるとありがたいなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。続きまして、一委員、お願いします。</p>
委員	<p>先程から整備状況などを聞かせていただいて、私も尾崎地区に行く際に、今までは狭い道路でトラックがギリギリ通れるかどうか心配していたのが、最近は道路が拡幅されて楽に通れるようになりました。</p> <p>また、先程の尾崎地区の概況の説明の中で各年齢層における人口のパーセンテージについて、高齢者の方が高くなっているということで、デイサービスを利用される方もこれだけ道が広くなったら大分楽になっているのではないかという気がします。</p> <p>用地買収後、用地買収されたことで住宅を建てるには狭い土地も出てきて、元々、住宅が密集されすぎて駐車場を確保するのが難しかったこともあり、この際、駐車場にしようかということで、住宅を建てていないこともあるのではないかと思います。</p> <p>現地を見ていると、結局、密度が高すぎたのが、平均的になってきたのかなという印象を受けましたので、今は車がなければ生活が成り立たない状況ですので、車を停める場所があれば、新築の住宅も車が使える地区ということで、徐々に増えていくのかなと思います。</p> <p>道路の整備状況について、赤穂大橋線の道路整備が進んでいますが、気になるのが、唐船線について、私が小さい頃から計画があったような気がするのですが、こちらの状況も教えていただければなと思います。</p>
事務局	<p>参考資料1の8ページをご覧ください。唐船線につきましては、都市計画道路でございまして、街路事業の中で、青色で赤穂大橋線、そこから曲がって唐船線という形になっております。この青色で着色している部分につきましては、街路事業で認可を受け取り組んでおりますので、事業計画上やるべしということで進めております。</p> <p>また、先程、橋梁の部分の話がございましたが、逆にこちらの方は都市計画では架け替えということで定められてはおりますけれども、事業認可を受けておりませんので、今の段階では未定となっております。</p>

会長	<p>ありがとうございます。続きまして、一委員、お願いします。</p>
委員	<p>皆さんが言うように、尾崎地区のまちづくりが上手く進んでいるのかなと思いますので、このまま順調に進めていただければと思います。</p> <p>1点お聞きしたいのが、尾崎地区の概況の中で説明のあった空き家について、赤穂市全体で空き家が増えている状況で、尾崎地区においても空き家率は相当高いという思いがあります。</p> <p>尾崎地区のまちづくりの中でもいろいろと話をされていると思いますが、どのような状況で、今後どのような対応を取られるのかを教えてください。</p>
事務局	<p>空き家につきましては、尾崎地区に限らず市域全体として考えており、人口減少等によって年々増えてきている状況でございます。</p> <p>市では空き家の活用とともに危険空き家等の除却に対し、補助金等の支援により空き家所有者の負担が軽減されるような施策を実施しております。</p> <p>また、本年3月末に兵庫県から坂越地区の一部区域に「空家等活用促進特別区域」が指定され、空き家や古民家の地域資源を有効活用し、移住・定住・交流を促進するよう取り組んでいるところでございます。特区指定後7か月程経過しておりますが、1件の活用実績があります。</p> <p>引き続き、空き家を少しでも解消できるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>
会長	<p>皆さまにご質疑いただいたところですが、私からもお尋ねしたいことがあります。</p> <p>参考資料1の8ページを拝見させていただいて、尾崎の地区の中に新しく街路が整備され地区の住環境は良くなっていると思います。</p> <p>これは、一般的な都市計画の観点からいきますと、密集市街地を再生していく一つの有力な方法をとられたのかなと思います。</p> <p>接道条件は改良されましたが、先程から他の委員もご指摘いただいたところになりますが、新築の届出が少ないというのも事実であります。一方で景気の動向でありますとか、建築物価の動向が左右しているのは疑いのないことだと思います。</p> <p>尾崎地区を含めて、赤穂のまちなかが元気になっていくための手法をとっていかないといけないのかなとも思います。</p> <p>尾崎のまちに新しく道路ができて住環境も地区計画のルールに則り、一定の品質を保ちながら成長しようとしているのは、市民の皆さまはよくご存知なのかなと思いました。</p> <p>資料で配布いただきました「尾崎のまちを考える会」のニュースなどで、もしかしたら市民の皆さまも動向をご存知なのかもしれませんが、例えば、市の広報などで「尾崎のまちはこういう風に生まれ変わっている」というような情報提供をなさっているのでしょうか。</p> <p>そういうのがあれば、面白いまちだなんて、これを拝見する限りまちなかにも近く、風光明媚な歴史的なまちなかで、そこに住んでみたいなんていう人が出てくるような気がします。そういう情報提供っていうのはあるのかどうか、そのあたりお尋ねします。</p> <p>もう1点、地区計画というのは合意形成に時間がかかりますし、行政側の取り組みとしてかなり負担が重いものだと思っています。</p> <p>赤穂市内の市街地で同じような条件で、空き家などがたくさんあるだとか、住宅の建築が生じにくい地区で、同じように地区計画を進めていこうというご意向はございますか。</p>

事務局	<p>まず、市の PR 等がなされているかということですが、先程の参考資料 1 にもありましたとおり、地元ではまちづくりということで、まちづくりニュースなどを地元住民に対して PR されているところがございます。</p> <p>ただ、密集事業に関して、例えば赤穂市の広報誌で PR となると、今現状では、このところ出来ていないのかなと思っています。</p> <p>地区計画を指定した際には、こういう地区計画が出来ましたよっていう PR はさせていただきます。また、尾崎 1 号線、尾崎 2 号線が開通した際に、開通式といいますか、そのあたりでイベントをやったものが広報誌に載ったかなというぐらいですので、市民向けには、そういう面では積極的に PR できていなかったなと思います。今後、機会がある度に何らかの形で PR していければと考えております。</p> <p>それから、赤穂市内で同様の地区はないのかということですが、密集市街地という括りで言いますと、尾崎地区と塩屋地区がございます。尾崎地区につきましては、密集事業で道路の拡幅なりを事業展開しているところがございます。</p> <p>一方、塩屋地区の方も同様に密集市街地でございますけど、規模は尾崎の方が大きいのですが、塩屋地区の方についても、道路拡幅を行いまして、その分については、地区としては改良が終わっているところがございます。</p> <p>ですので、木造住宅の密集市街地というのは、尾崎地区が改良されれば、これで解消されるのではないかなと思います。</p>
事務局	<p>先程の回答に関連して、現在も塩屋地区は一部が密集地で、また、多少の空き家もございますが、区画整理事業で整備された区域と繋がっております。</p> <p>赤穂市では尾崎で地区計画を指定しておりますが、今のところ新たに他の地区で地区計画を指定することは想定しておりません。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>様々な行政施策、事業がございますが、赤穂市に住んでいる方にとっては、何が起きているのか分からないまま新しい道路が出来て良かった、ということで終わってしまうので、実際、道路整備等で地区が生まれ変わったことを知れるのは悪いことではないのではと思います、質問しました。</p> <p>すべての委員の皆さまから質疑をいただきました。ありがとうございます。</p> <p>他に何かありませんか。</p> <p>他にないようでしたら、次第の 5、その他に入りたいと思います。</p> <p>事務局、何かありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
会長	<p>委員の皆さまから、本審査会の運営等について何かありましたらお願いいたします。</p> <p>ないようですので、私から一点お話しさせていただきます。</p> <p>赤穂市では、丁寧に建築審査会の準備、運営をされていると思います。</p> <p>私は、他の自治体でこのような審査会に委員として参加しておりますが、数年間開催がないということもざらにあります。</p> <p>本審査会は、先程から話があるように地区計画で定められた建築物の用</p>

途制限と高さ制限に対して、基準内の建築物の届出状況を報告する場になっております。このような届出状況の報告のみの場合、書面開催を実施している自治体もございます。もちろん、本審査会にお諮りするような案件を審査することを考えると、毎年このような形で集まって意見交換等を行うことも悪いことではないと思います。このあたり、ご検討されてはいかがでしょうか。

今の話は、個人の意見として受け取っていただければと思います。

他にないようでしたら、これで本日の建築審査会の議事事項はすべて終了しました。

これもちまして、本日の審査会を閉会いたします。

ありがとうございました。